

福岡市公報

令和 7 年10月16日 第7183号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
告次—
示

ページ

○指定納付受託者の指定 (第215号).....	1
○歳入の徴収の事務の委託 (第216号).....	2
○地縁による団体の主たる事務所又は代表者の変更 (第217号).....	2
○地縁による団体の代表者の変更 (第218号).....	3
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (第219号).....	5

公 告

○一般競争入札の実施 (第299号).....	5
○特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定 (第300号).....	6
○開発行為に関する工事の完了 (第301号).....	7

水 道 局

○水道料金等の徴収の事務の委託 (告示第 3 号)	7
---------------------------------	---

交 通 局

○福岡市交通局公文書規程の一部改正 (規程第29号)	8
----------------------------------	---

告 示

福岡市告示第215号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 7 年10月 6 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

指定納付受託者の名称及び 事務所の所在地	指定納付受託者に 納付させる歳入	指定をした日
埼玉県坂戸市千代田五丁目 3 番 8 号 株式会社 日本コンラックス	福岡市自転車駐車場駐 車料	令和 7 年10月 1 日

福岡市告示第216号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、歳入の徴収の事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年10月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

委託事務	委託の相手方	指定をした日	委託をした日	委託期間
橋本駅自転車駐車場の駐車料の徴収事務	福岡市博多区千代一丁目25番15号 公益社団法人 福岡市シルバー人材センター	令和7年 9月17日	令和7年 9月17日	令和7年9月17日から 令和8年3月31日まで

福岡市告示第217号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和7年10月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	主たる事務所	代表者の住所及び氏名
変更前		福岡市早良区大字西276番地1	福岡市早良区大字西250番地 平川 悦輝
変更後 (平成20年 4月1日付)		福岡市早良区大字西275番地	福岡市早良区大字西106番地 平川 正弘
変更後 (平成21年 4月1日付)			
変更後 (平成23年 4月1日付)			福岡市早良区大字西252番地 北崎 公敏

変更後 (平成25年 4月1日付)	原田自治会		福岡市早良区大字西233 番地 平川 公大
変更後 (平成27年 4月1日付)			福岡市早良区大字西345 番地 平川 廣道
変更後 (平成29年 4月1日付)			福岡市早良区大字西236 番地 北崎 新治
変更後 (平成31年 4月1日付)			福岡市早良区大字西237 番地 平川 勝則
変更後 (令和 3 年 4月1日付)			福岡市早良区大字西225 番地 2 津田 和幸
変更後 (令和 5 年 4月1日付)			福岡市早良区大字西232 番地 2 平川 栄二
変更後 (令和 7 年 4月1日付)			福岡市早良区大字西335 番地 津田 等

福岡市告示第218号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和 7 年10月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前		福岡市早良区大字西2144番地 2 濱地 哲明
変更後 (平成11年 4月1日付)		福岡市早良区大字西1775番地 大靄 紘八郎

変更後 (平成13年 4月1日付)	広瀬自治会	福岡市早良区大字西1780番地 1 鳥飼 輝男
変更後 (平成15年 4月1日付)		福岡市早良区大字西1734番地 曾根田 紘巳
変更後 (平成17年 4月1日付)		福岡市早良区大字西2120番地 今林 和道
変更後 (平成19年 4月1日付)		福岡市早良区大字西1785番地 北寄 重光
変更後 (平成21年 4月1日付)		福岡市早良区大字西2088番地 鳥飼 伸一
変更後 (平成23年 4月1日付)		福岡市早良区大字西2101番地 北崎 泰之
変更後 (平成25年 4月1日付)		福岡市早良区大字西1774番地11 鳥飼 猛
変更後 (平成27年 4月1日付)		福岡市早良区大字西2115番地 3 高山 研一
変更後 (平成29年 4月1日付)		福岡市早良区大字西1759番地 鳥飼 浩一
変更後 (平成31年 4月1日付)		福岡市早良区大字西1758番地 北寄 泰也
変更後 (令和 3 年 4月1日付)		福岡市早良区大字西1774番地 2 安河内 貴行

変更後 (令和 5 年 4 月 1 日付)	福岡市早良区大字西2145番地 9 北崎 正二
変更後 (令和 7 年 4 月 1 日付)	福岡市早良区大字西1753番地 5 小松 広紀

福岡市告示第219号

土壤汚染対策法第11条第 1 項の規定に基づき、形質変更時要届出区域（特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域をいう。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により次のように公示する。

令和 7 年10月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定する区域

福岡市西区大字拾六町字藤ヶ坂1190番 3、1190番12及び1191番 1 の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

公 告

福岡市公告第299号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市契約事務規則第 5 条の規定により次のように公告する。

令和 7 年10月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
	奈良屋公民館外壁改修その他工事	
	壱岐小学校便所改造工事	

建築C	入部小学校便所改造工事	
	東消防署和白出張所外壁改修その他工事	
	香椎小学校便所改造工事	
	心身障がい福祉センター屋外鉄骨階段撤去その他工事	
管B	那珂南小学校便所改造衛生設備工事	
	七隈小学校便所改造衛生設備工事	
	福岡100プラザ早良内部改造空調設備工事	
	金山小学校便所改造衛生設備工事	
	長丘中学校空調設備更新工事	
	舞鶴保育園内部改造その他衛生設備工事	
	城香中学校空調設備更新工事	
	筑紫丘中学校空調設備更新工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和 7 年10月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前 6 時から午後10時まで

福岡市公告第300号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第 9 条の規定により次のように公告する。

令和 7 年10月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
住記システム標準化に伴う戸籍コンビニ交付システムの設定変更等業務委託	福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 市民局総務部戸籍住民課	令和 7 年 9 月22日	川崎市幸区大宮町 1 番地 5 富士通 J a p a n 株式会社	46,865,280円	特例政令第11条第 1 項第 2 号該当

福岡市公告第301号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年10月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 工事が完了した工区の名称
第 2 工区
- 2 第 2 工区に含まれる地域の名称
福岡市西区大字飯盛419番 1 の一部、419番 2 から419番 6 まで及び424番 3 の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区大字飯盛419番地の 1
林ホールディングズ株式会社

水 道 局**福岡市水道局告示第 3 号**

地方公営企業法第33条の 2 において準用する地方自治法第243条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の指定を行い、公金の徴収事務を次のように委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年10月16日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

委託事務	指定公金事務取扱者 (委託の相手方)	指定をした日	委託をした日 (委託期間)
------	-----------------------	--------	------------------

水道料金、下水道 使用料及び再生水 料金の清算に係る 徴収事務	福岡市南区玉川町 9 番12号 マイタウンサービ ス株式会社	令和 7 年 9 月 1 日	令和 7 年 9 月 3 日 (令和 7 年 9 月 3 日から 令和 8 年 3 月31日まで)
--	---	----------------	---

交 通 局

福岡市交通局公文書規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 7 年10月16日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第29号

福岡市交通局公文書規程の一部を改正する規程

福岡市交通局公文書規程（平成18年福岡市交通事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第57条第 1 項第 3 号中「、管理規程及び訓令」を削り、同項第 4 号を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 管理規程、訓令、告示及び公告の案の起案は電子起案によるものとし、起案したときは、原則として公示しようとする日の40日前（告示及び公告の案については20日前）までに総務課に送信し、審査を受けなければならない。

第58条第 2 号中「とともに原本を作成する」を削る。

第59条中「次に定めるところにより処理しなければならない」を「公示令達番号簿に記帳して暦年による番号を付し、公布、公表又は公示の手続きをとること」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。